

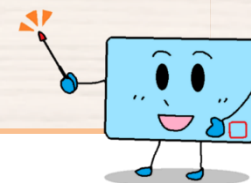
令和4年度第2回 健康保険委員研修会

ココが知りたい！ 傷病手当金

～ 制度の基本編 ～



制度の概要や申請書の記入方法の説明 よくある問い合わせの紹介など



1. 傷病手当金ってどんな制度？ p. 3
2. どれくらいもらえるの？ p. 8
3. 申請書の記入で注意することは？ . . p.11
4. よくあるお問い合わせ p.15

1. 傷病手当金ってどんな制度？ ～制度概要・支給要件～

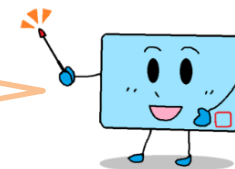
- 病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度
- 被保険者が病気やケガのために会社を休み、十分な報酬が受けられない場合に支給

◆ 支給要件 ◆

- 1. 業務外の事由による病気やケガのための療養であること**
業務中・通勤途中のケガは労働災害（通勤災害）に該当するため、傷病手当金の対象にはなりません。
- 2. 仕事につけないこと（労務不能）**
労務不能の判定は、療養担当者（医師等）の意見をもとに行います。
- 3. 3日間連続して仕事を休み（待期期間）、4日目以降にも休んだ日があること**
待期に要した3日間に対しては傷病手当金は支給されません。4日目以降に支給が開始されます。
- 4. 給与（報酬）の支払いがないこと**
給与の支払いがあっても傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

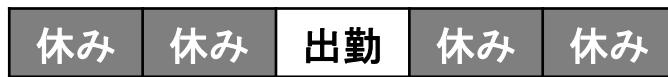
1. 傷病手当金ってどんな制度？ ～制度概要・支給要件～

待期に要した3日間に対しては傷病手当金は支給されません。
4日目以降に支給が開始されます。



【例1】

×待期間
未完成



待期未完成

⇒ 連続する3日間の休みがないため×

【例2】

○待期間
完成



待期完成

支給開始

⇒ 有給日・公休日も待期間に算入OK

ポイント

【例3】

○待期間
完成



待期完成

支給開始

⇒ 待期間が完成しているため、
出勤を除いた労務不能日から
支給対象

【例4】

○待期間
完成



待期完成

支給開始

⇒ 出勤後、傷病のためその後仕事を
休んだ場合、その日(早退日)を待期
期間の初日に算入OK！

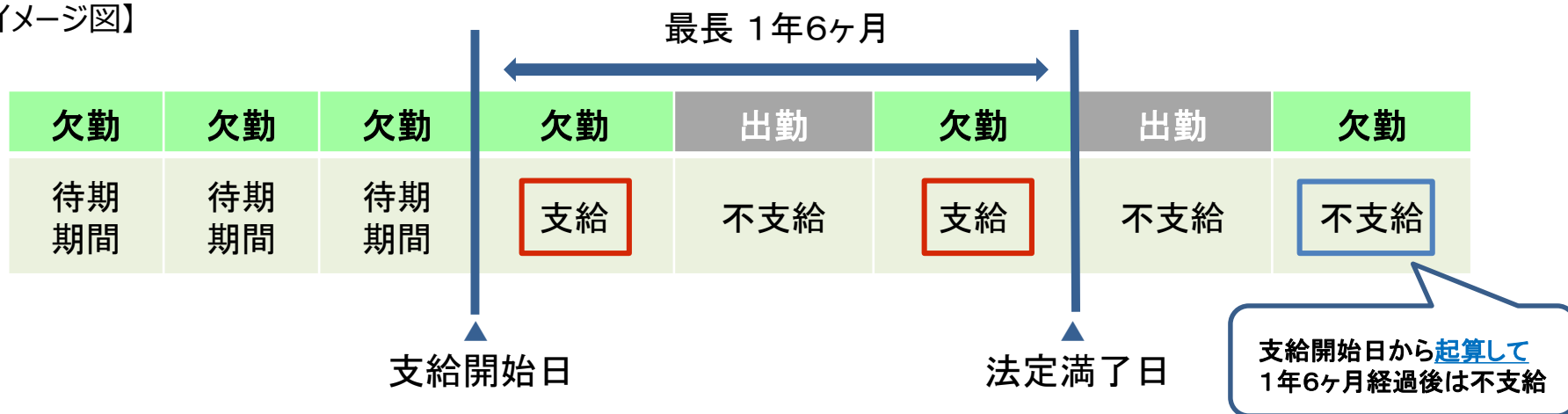
1.傷病手当金ってどんな制度？ ～支給期間～

支給期間の取扱いが令和4年1月1日から変更になりました。

旧 ◆支給期間（支給開始日が令和2年7月1日以前の場合）◆

- 『同一の傷病等』については、支給が始まった日（支給開始日）から最長1年6ヶ月の期間で、支給を受ける要件を満たしている日について支給されます。

【イメージ図】



出勤等により傷病手当金の支給を受けていない期間がある場合でも、1年6ヶ月の期間に含まれます。

※ 法定満了日（支給開始日から1年6ヶ月）以降は、同じ傷病での傷病手当金の申請は支給対象外となります。

1.傷病手当金ってどんな制度？ ～支給期間～

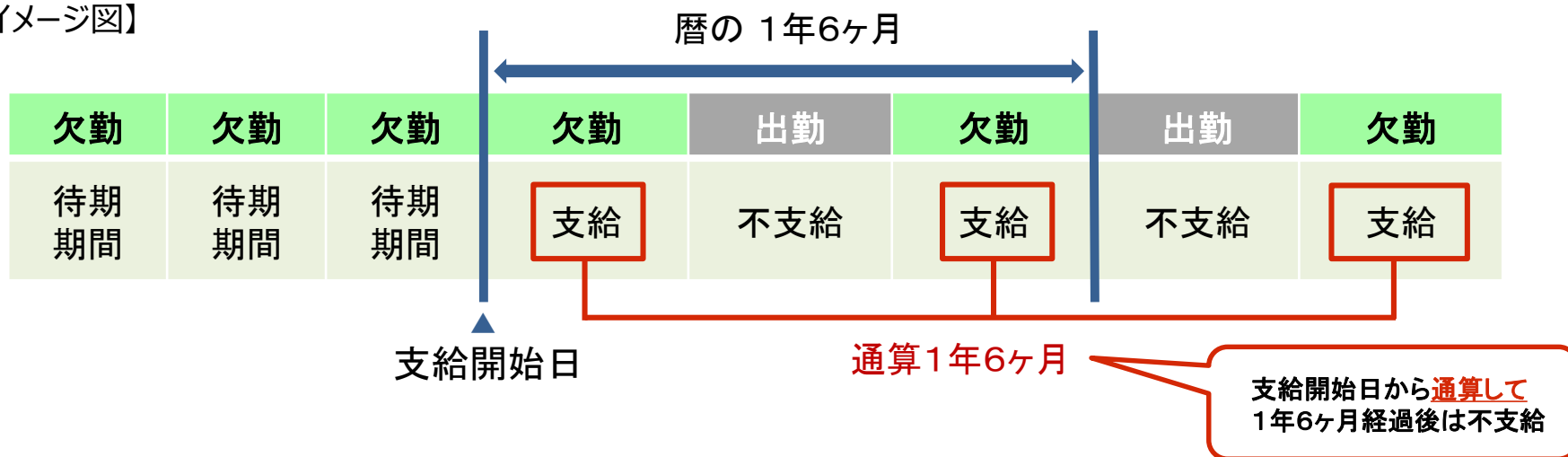
支給期間の取扱いが令和4年1月1日から変更になりました。

新

◆支給期間（支給開始日が令和2年7月2日以降の場合）◆

- 『同一の傷病等』については、支給が始まった日（支給開始日）から通算して1年6ヶ月の期間で、支給を受ける要件を満たしている日について支給されます。

【イメージ図】



支給期間の途中で、出勤する等の理由で傷病手当金の支給を受けていない期間がある場合、支給開始日から起算して1年6ヶ月を超えても、通算して1年6ヶ月の日数について傷病手当金の支給を受けることが可能です。

1.傷病手当金ってどんな制度？～番外編（資格喪失後の継続給付）～

◆資格喪失後の継続給付の要件◆

➤ 次の①と②の両方の要件を満たすことが必要です。

- ① 資格喪失日の前日(退職日)までに被保険者期間(協会けんぽ・健康保険組合における被保険者期間)が継続して1年以上あること(任意継続被保険者期間は除く)
- ② 資格喪失日の前日(退職日)に傷病手当金の支給を受けているか、または受けられる状態にあること(※)

(※) 受けられる状態とは、待期期間を満たし、傷病手当金が報酬や障害年金等の額との調整により支給停止されている状態のことです。
資格喪失日の前日(退職日)に出勤し、労務に服している場合は、喪失後の給付は受けられません。

【例1】	欠勤	欠勤	欠勤	有給休暇	労務不能	労務不能	労務可能	労務不能	➡ 退職日は、傷病手当金が報酬との調整により支給停止されている状態なので、資格喪失日以降も支給対象。 ただし、1日でも中断があると中断日以降は支給対象外。
	待期期間	待期期間	待期期間	不支給	支給	支給	不支給	不支給	
				▲ 退職日					
【例2】	出勤	欠勤	欠勤	欠勤	労務不能	労務不能	労務不能	労務不能	➡ 退職日以前に傷病手当金を受けられる状態が1日以上ないため、資格喪失日以降は支給対象外
		待期期間	待期期間	待期期間	不支給	不支給	不支給	不支給	
				▲ 退職日					

資格喪失後の継続給付は、断続して受けることができません。

※ 一度でも労務可能となり受給が中断された場合は、その時点で受給権が消滅するため、その後ふたたび労務不能となっても傷病手当金は支給されません。

2.どれくらいもらえるの？ ～算定方法～

傷病手当金の支給額の算定方法は2パターンあります

◆算定方法①◆

➤ 支給開始日以前に12ヶ月の被保険者期間がある場合

$$\text{1日あたりの金額} = \left[\text{支給開始日}^{(*)} \text{以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30 \text{日} \times 2/3$$

※支給開始日とは、一番最初に傷病手当金が支給された日のことです。

【例】 協会けんぽのA事業所に令和3年4月に入社。令和4年4月1日から傷病手当金の支給を受ける。

	A事業所入社										支給開始日 (R4.4.1)		
年月	(R3) 4	5	6	7	8	9	10	11	12	(R4) 1	2	3	4
標準報酬月額 (万円)	32	32	32	32	32	38	38	38	38	38	38	38	38
← 12ヶ月間 →													

$$(32 \text{万円} \times 4 \text{ヶ月} + 38 \text{万円} \times 8 \text{ヶ月}) \div 12 \text{ヶ月} = 36 \text{万円}$$

$$36 \text{万円} \div 30 \text{日} = 12,000 \text{円} \text{ (10円未満四捨五入)}$$

$$12,000 \text{円} \times (2/3) = 8,000 \text{円} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

※支給開始日の翌月以降、標準報酬月額が変更になっても、傷病手当金の支給日額に変更はありません。

2.どれくらいもらえるの？ ～算定方法～

傷病手当金の支給額の算定方法は2パターンあります

◆算定方法②◆

➤ 支給開始日以前に12ヶ月の被保険者期間がない場合

①と②を比べて少ない方の額を使用して計算します。

① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

② 30万円 (当該年度(令和4年度)の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

【例】 協会けんぽのB事業所に令和3年7月に入社。それ以前は、協会けんぽ以外(国民健康保険・健康保険組合・共済組合)に加入。令和4年4月1日から傷病手当金を受給。

B事業所入社										支給開始日 (R4.4.1)			
年月	(R3)								(R4)				
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
標準報酬月額 (万円)	—	—	50	50	50	50	50	50	75	75	75	75	
← 10月間 →													

① $(50万円 \times 6ヶ月 + 75万円 \times 4ヶ月) \div 10ヶ月 = 60万円$

② 30万円

① > ②のため、②の標準報酬月額を使用して計算。

$30万円 \div 30日 \times (2/3) = 6,667円$ (支給日額)

※ 令和3年6月以前も協会けんぽ加入であれば通算可能

2.どれくらいもらえるの？ ～番外編（支給の調整・停止）～

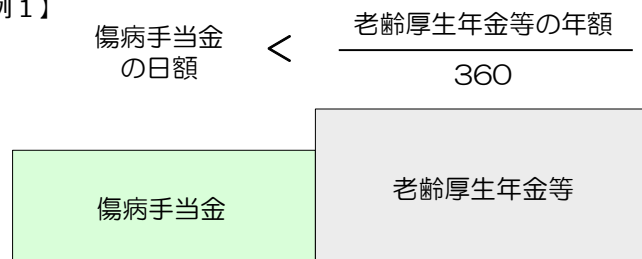
◆ 傷病手当金が支給調整（停止）されるケース ◆

- (1) 事業主から給料の支払い（報酬）を受けた場合
- (2) 傷病手当金と出産手当金の両方が受けられる場合
- (3) 資格喪失後に老齢厚生年金や老齢基礎年金、退職共済年金を受けている場合
- (4) 同一の疾病による障害厚生年金、障害手当金を受けている場合

(3) (4) のケースのように、傷病手当金の支給期間に年金を受給した場合の支給額の計算方法は、以下のとおりです。

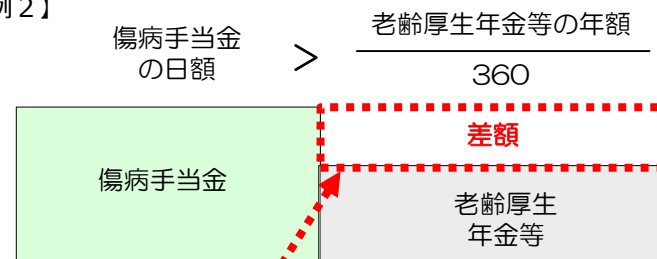
$$\text{傷病手当金の日額} - \frac{\text{老齢厚生年金等の年額}}{360} = \text{差額 (支給金額)}$$

【例 1】



傷病手当金は支給されません

【例 2】



差額分が支給されます

さかのぼって年金が裁定・改定された場合などは、支給が終わっている傷病手当金の一部または全額を返還していただくことがあります。

3.申請書の記入で注意することは？

- 傷病手当金の申請には以下の申請書（傷病手当金支給申請書）の提出が必要です。
（令和5年1月から申請書の様式が新しくなりました。）

被保険者(本人)記入用

健康保険 傷病手当金 支給申請書

被保険者(本人)記入用

1/4

(1頁目)

被保険者(本人)記入用

健康保険 傷病手当金 支給申請書

被保険者(本人)記入用

2/4

(2頁目)

事業主 記入用【事業主証明】

健康保険 傷病手当金 支給申請書

事業主記入用

3/4

(3頁目)

療養担当者 記入用【医師の意見書】

健康保険 傷病手当金 支給申請書

療養担当者記入用

4/4

(4頁目)

※ 1頁目～4頁目まで、すべての提出が必要です。(提出書類が不足している場合、申請書の返戻となりますのでご注意ください。)

円滑に手続きを進めるためにも、申請の際は「最新」の申請書様式をご使用ください。

※  の中が (2022.10) のものが最新です。

申請書の新様式は こちら からダウンロード ⇒

※ 申請書は、A4サイズの片面で印刷してください

(全国健康保険協会ホームページ > 申請書ダウンロード > 健康保険給付の申請書)



3. 申請書の記入で注意することは？

被保険者(本人)記入用

健康保険 傷病手当金 支給申請書

被保険者証 ① ②

氏名 (カタカナ) ③

氏名 ④

郵便番号 ⑤ 電話番号 ⑥

住所 ⑦

振込先指定口座 ⑧

金融機関名称 ⑨ 支店名 ⑩

預金種別 ⑪ 口座番号 ⑫

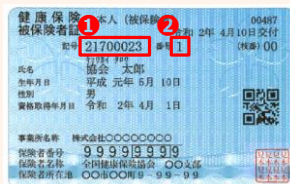
2ページ目に続きます。 >>>

協会が使用する欄 (メモなど書き込まないようにご注意ください。)

全国健康保険協会 協会けんぽ

(1頁目)

【ご注意くださいポイント】



被保険者証の「記号」と「番号」の記入誤りにご注意ください。

※ 退職等で資格を喪失した後も継続して申請する場合は、退職日までの「記号」と「番号」をご記入ください。

③ 被保険者の「氏名」と「氏名 (カタカナ)」をご記入ください。

また、「氏名」と「氏名 (カタカナ)」は、必ず両方ご記入ください。

※ 氏名 (カタカナ) は、振込手続き時に使用します。

※ 被保険者が亡くなって、相続人の方が申請される場合は、申請される方の情報をご記入ください。(このとき、「生年月日」は亡くなられた被保険者のものを記入ください。)

④ 『振込先指定口座』は、被保険者 (申請書) と同じ名義の口座をご記入ください。

※ 被保険者 (申請者) と異なる名義の口座を記入した場合、振り込みができず、別途再振り込みの手続きが必要となるためご注意ください。

⑤ 「ゆうちょ銀行」を指定する場合、「支店名」には「支店コード (漢数字 3 ケタ)」をご記入ください。

(例: 二三八支店)

※ ○○郵便局などの地名を記入した場合は、記入不備で申請書の返戻となります。

⑥ 「金融機関名称」や「支店名」を記入する際は、○の記入漏れや記入誤りにご注意ください。

(例: 「信用金庫」と「信用組合」の間違い、「本店」と「本店営業部」の間違い など)

⑦ マイナンバーは①と②を記入していない場合のみご記入ください。

※ マイナンバーを記入した場合は、追加で本人確認のための添付書類が必要です。

『振込先指定口座』の記入漏れや記入誤りが多発しています。申請書を提出する前に必ず記入内容をご確認ください。

※ 申請書の記入内容について、電話等で訂正を承ることができません。申請書の返戻となりますのでご注意ください。

3. 申請書の記入で注意することは？

被保険者(本人)記入用

健康保険 傷病手当金 支給申請書

被保険者氏名

申請期間 (療養のために休んだ期間)

1 ① 今年 月 日 から 今年 月 日 まで

2 ② 被保険者の仕事の内容 (就業上の指示の場合は、就業上の指示の内容)

3 ③ 傷病名

4 ④ 病状・発症年月日

5 ⑤ 傷病の原因

6 ⑥ 傷病の原因が第三者からの行為(交通事故やケンカ等)によるものですか。

7 ⑦ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

8 ⑧ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

9 ⑨ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

10 ⑩ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

11 ⑪ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

12 ⑫ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

13 ⑬ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

14 ⑭ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

15 ⑮ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

16 ⑯ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

17 ⑰ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

18 ⑱ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

19 ⑲ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

20 ⑳ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

21 ㉑ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

22 ㉒ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

23 ㉓ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

24 ㉔ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

25 ㉕ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

26 ㉖ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

27 ㉗ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

28 ㉘ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

29 ㉙ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

30 ㉚ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

31 ㉛ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

32 ㉜ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

33 ㉝ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

34 ㉞ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

35 ㉟ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

36 ㊱ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

37 ㊲ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

38 ㊳ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

39 ㊴ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

40 ㊵ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

41 ㊶ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

42 ㊷ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

43 ㊸ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

44 ㊹ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

45 ㊺ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

46 ㊻ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

47 ㊼ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

48 ㊽ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

49 ㊾ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

50 ㊿ 傷病の原因が業務外の事由によるものかご確認ください。

6012121101

全国健康保険協会 協会けんぽ

2/4

(2頁目)

【ご注意くださいポイント】

- ① 医師が労務不能と認めた期間（申請書4頁目）内で、申請する期間をご記入ください。
(最初の申請時には、待期に要した3日間も含めて申請してください。)
※ 医師が労務不能と認めた場合でも、就労している場合は傷病手当金の支給対象にはなりません。
- ② 普段行っている仕事内容を具体的に記入してください。(2回目以降の申請でも必ずご記入ください。)
(例：パソコンの入力作業、ビルの清掃、資材の運搬、タクシー運転手、法人の役員 など)
- ③ 申請する傷病が業務外の事由によるものかご確認ください。
※ 傷病の原因が「2. 仕事(業務上)での傷病」または「3. 通勤途中での傷病」の場合、原則労災保険給付の対象となるため傷病手当金の支給対象外となります。
- ④ 労災保険給付に該当するかわからない場合、まずは労働基準監督署へご相談ください。
※ 労働基準監督署に確認し、労災保険給付の請求を行う場合は、「2. 請求中」を記入し、確認を行った労働基準監督署名もご記入ください。
- ⑤ 傷病の原因が第三者からの行為によるものなら、添付書類が必要です。
※ 本ページの下部から添付書類をダウンロードし、傷病手当金支給申請書とあわせてご提出ください。
- ⑥ 別の原因で労災保険給付を受けている場合、重複して傷病手当金の給付は受けられません。
※ ①の申請期間において、別の原因で労災保険から休業補償給付を受けている場合、傷病手当金の給付は受けられません。(休業補償給付の日額が傷病手当金の日額より低い場合は、差額が支給されます。)
※ 差額の申請をする場合は、労働基準監督署から発行される「休業補償給付支給決定通知書」のコピーを添付してください。
(「休業補償給付支給決定通知書」のイメージは、厚生労働省のホームページを参照)

「第三者行為による傷病届」の様式は [こちら](#) からダウンロード ⇒

※ 申請書は、A4サイズの片面で印刷してください

(全国健康保険協会ホームページ > 申請書ダウンロード > 交通事故や第三者行為によるケガの届)



3. 申請書の記入で注意することは？

事業主 記入用【事業主証明】

健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ

事業主記入用

労務に就することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名 (カタカナ) 1

勤務状況 (2ページ目の勤務状況のうち「出勤している」日付に「○」を記入してください。)

月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
令和4年11月	3															
令和4年11月	4															
令和4年11月	5															
令和4年11月	6															
令和4年11月	7															
令和4年11月	8															
令和4年11月	9															
令和4年11月	10															
令和4年11月	11															
令和4年11月	12															
令和4年11月	13															
令和4年11月	14															
令和4年11月	15															
令和4年11月	16															
令和4年11月	17															
令和4年11月	18															
令和4年11月	19															
令和4年11月	20															
令和4年11月	21															
令和4年11月	22															
令和4年11月	23															
令和4年11月	24															
令和4年11月	25															
令和4年11月	26															
令和4年11月	27															
令和4年11月	28															
令和4年11月	29															
令和4年11月	30															

2ページ目の勤務状況のうち「出勤していない日」(土曜・日曜・祝日)に対して「報酬(1日)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。

※ 有給休暇の取得が完了した期間のうち「出勤していない日」(土曜・日曜・祝日)に対して「報酬(1日)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。

① 令和4年11月3日から11月8日まで有給取得
⇒ 支給額 66,000円 (11,000円/日)

② 令和4年10月1日に通勤定期代(半年分)を支給
⇒ 支給額 80,000円 (6ヶ月分)

③ 住宅手当と扶養手当を満額支給(出勤が1日でもあれば支給対象)
⇒ 支給額 42,000円 (住宅手当 30,000円/月、扶養手当 12,000円/月)

④ 欠勤控除あり(対象の報酬額 ÷ 所定日数 × 欠勤日数で計算)
⇒ 欠勤控除されている報酬は記入しない

上記のとおり相違ないことを証明します。

事業主所在地 令和4年11月3日

事業主名称

事業主氏名

電話番号

6 0 1 3 1 1 0 1

全国健康保険協会 協会けんぽ

3 / 4

(3頁目)

【ご注意いただきたいポイント】

① 「被保険者氏名(カタカナ)」を必ず記入してください。 ※ 記入漏れの多い部分です。

② 「勤務状況」には、申請期間のうち「出勤している」日付に「○」を記入してください。

※ 「欠勤日」「公休日」「有給取得日」については、記入の必要なくなりました。

※ 出勤後、「早退」している日については、日付の上から「早」と記入してください。

③ 「報酬等の支給状況」には、申請期間のうち「出勤していない日」に対して「報酬を支給した日」がある場合に、「支給した期間」と「支給額」を記入してください。

(※ 実働に応じて支給した報酬、欠勤控除等で減額されている報酬については記入しないでください。)

[例] 申請期間：令和4年11月3日から令和4年11月30日まで (給与種類：日給月給)

① 令和4年11月3日から11月8日まで有給取得

⇒ 支給額 66,000円 (11,000円/日)

② 令和4年10月1日に通勤定期代(半年分)を支給

⇒ 支給額 80,000円 (6ヶ月分)

③ 住宅手当と扶養手当を満額支給(出勤が1日でもあれば支給対象)

⇒ 支給額 42,000円 (住宅手当 30,000円/月、扶養手当 12,000円/月)

④ 欠勤控除あり(対象の報酬額 ÷ 所定日数 × 欠勤日数で計算)

⇒ 欠勤控除されている報酬は記入しない

①	令和	04	年	11	月	03	日	から	04	年	11	月	08	日		66000	円
②	令和	04	年	10	月	01	日	から	05	年	03	月	31	日		80000	円
③	令和	04	年	11	月	01	日	から	04	年	11	月	30	日		42000	円
④	令和		年		月		日	から		年		月		日			円

「出勤簿」や「賃金台帳」などは添付せず、当該ページに必ず記入してください。

※ 申請書に記入せず添付資料で申請すると、原則として申請書の返戻となりますのでご注意ください。

4.よくあるお問い合わせ

Q1.申請してから振り込みまではどれくらい日数がかかる？

A1.協会けんぽが申請書を受付した日から、10営業日以内に入金まで完了するように処理を行います。
ただし、書類に不備があった場合や振込先の口座が誤っていた場合は、追加で手続きが必要となるため、振り込みまでに日数を要します。
また、申請書の受付日が古い順に処理を行いますので、手続きの順番についての相談はできません。

Q2.〇〇〇〇という病気（またはケガ）で仕事を休んでいる、傷病手当金は支給される？

A2.傷病手当金の支給または不支給の判断は電話では回答できません。
提出された申請書に記載された内容を確認して審査を行いますので、業務外の事由による病気やケガで仕事を休んでいる場合で、その期間の報酬を受けていないときは、申請書の提出をご検討ください。

Q3.会社を長期間休むことになった場合、傷病手当金の申請はどのタイミングでしたらいいか？

A3.傷病手当金の申請は、給与の支払いの有無について事業主の証明が必要となるため、1ヶ月単位で給与の締切日ごとに申請されることをお勧めしています。

Q4.申請書に受取代理人の欄がありません。

A4.傷病手当金は原則、申請者（被保険者）に対して支給されるものであることから、令和5年1月からの新様式では受取代理人の欄を廃止しました。
振込先口座には申請者（被保険者）名義の口座をご記入ください。

Q5.新型コロナウイルスに感染した場合に傷病手当金は申請できる？

A5.新型コロナウイルスに感染した場合も、お勤めの会社等から報酬を受けていない場合には傷病手当金の申請がいただけます。詳細については協会けんぽのホームページをご確認ください。

新型コロナウイルスに関する傷病手当金の申請は [こちら](#) を参照 ⇒

(全国健康保険協会ホームページ＞広報・イベント＞広報＞新型コロナウイルス感染症関連情報＞新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請について)



ご清聴ありがとうございました。

